

依頼日： 年 月 日

試験検査依頼書兼送付書

お客様（甲） （ご施設名）： _____
（ご住所）： (〒 -) _____
（ご所属）： _____
（お名前）： _____

受託者（乙） 島津ダイアグノスティクス株式会社
東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号
試験検査実施施設： 島津ダイアグノスティクス株式会社 中央研究所
(〒307-0036) 茨城県結城市北南茂呂 1075-2
TEL：0296-35-1225 FAX：0296-35-1579

甲は、乙が開示する約款に従い、乙に対して、次の検体（本検体）の本件業務に記載された測定を依頼する。

(1) 本検体：

	検体名称	検体 ID (ロット番号等)	本数及び容量	保管 温度	検体中の細胞の有無 (○印)	乙記載欄		
						異常	保管場所	使用日
1			本 (mL)	℃	有 (細胞種：)・無	有・無		
2			本 (mL)	℃	有 (細胞種：)・無	有・無		
3			本 (mL)	℃	有 (細胞種：)・無	有・無		
4			本 (mL)	℃	有 (細胞種：)・無	有・無		
5			本 (mL)	℃	有 (細胞種：)・無	有・無		

(2) 本件業務：

- ①試験検査項目名称：VirFinder 導入サポートサービス
- ②本件計画書 (Ver. _____)

(3) 見積書番号： _____ (年 月 日)

(4) 試験検査依頼責任者：お役職 _____ お名前 _____ 印

乙 記載欄	試験番号	受付日			受付 印	検体 受領
		年	月	日		
		検体受領日				
		年	月	日		

【特記事項】

- ①本検体の取り扱いには細心の注意を払いますが、万一破損等した場合でも乙はその責を負いません。
- ②本検体 (DNA・RNA・細胞・組織など) 及び本検体の利用から生じる知的財産権・安全性等に関する問題について、乙は一切責任を負いません。
- ③本試験に使用する試薬・物品の代金は、見積りに含まれます。
- ④本試験は、試験開始後に甲との協議の上、計画書に記載された内容が変更される可能性があります。
- ⑤本検体の由来生物種は、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」(平成 16 年文部科学省・環境省令第 1 号) に定められた **クラス 3 未満、かつ**、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた、**第一種～第四種病原体に属さない病原体等**としてください。
- ⑥本検体が「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法)」及びその関連法令の定める遺伝子組換え生物に該当する場合 (プラスミドを保持した大腸菌、ウイルス粒子等)、乙への送付に際し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律施行規則第三十三条」に定められた情報の提供をしてください。
- ⑦本検体及び本件業務により生じた生成物 (核酸、PCR 産物等) は、原則業務終了又は中止後に乙の廃棄基準に則り破棄いたします。但し、甲から残余検体又は生成物について書面による返送指示があった場合は、当該指示に従います。
- ⑧本試験の試験報告書及びその他本件業務に関する資料は乙の規程に従って 5 年間保管いたします。

以上

約款

(総則)

第1条 お客様(以下、「甲」という)及び島津ダイアグノスティクス株式会社(以下、「乙」という)は、本約款(以下、「本契約」という)に基づき、甲が本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(契約の成立)

第2条 本契約は、甲が、発注書を乙又は乙指定の代理店に送付し、かつ試験依頼書兼送付書(以下、「本件依頼書」という)を乙に送付した後、乙がこれらを書面(電子メールその他デジタルデータを含む)により承諾することにより成立する。

2 乙は、甲の依頼内容に疑義又は異議が生じた場合、遅滞なく甲に書面にてその旨を申し出るものとし、甲乙協議の上、これを解決する。

3 前項により本件依頼書の内容を修正する場合、次条第2項を準用し、相手方の書面による承諾により契約が成立する。

(本件業務)

第3条 乙は善良な管理者の注意義務をもって、本件依頼書記載の計画書(以下、「本件計画書」という)に記載された業務(以下、「本件業務」という)を遂行する。

2 甲及び乙は、本件計画書を変更する場合、当該変更により修正された計画書及び見積書を作成し、書面により相手方の承諾を得なければならない。

(試験報告書)

第4条 乙は、次の各号に該当する場合、甲に対して、本件業務にかかる報告書(以下、「試験報告書」という)及び請求書を送付する。ただし、乙は、請求書の送付を乙指定の代理店を介して行うことができる。

- ① 本件業務の目的が達成された場合
- ② 本件業務が終了した場合
- ③ 甲及び乙の合意により本件業務を終了する場合

(委託費用及び支払)

第5条 本件業務の委託費用は、甲乙協議のうえ書面にて決定する。

2 甲は、第4条により発行された請求書に従って、当該請求書に定める支払い期限までに、指定された銀行口座に委託費用を支払うものとし、支払い期限が銀行休業日の場合はその前営業日までに支払うものとする。振込手数料は、甲の負担とする。

3 甲が代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済に足るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払う。

(検体の取り扱い)

第6条 甲は、本件依頼書に記載された事項、法令その他の規定を遵守し、第2条の契約成立後、乙に対して検体を送付する。送付費用は、甲の負担とする。

2 乙は、前項により送付された検体を、善良な管理者の注意義務をもって管理し、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者に譲渡せず、本件業務以外の目的に使用しない。

3 本件依頼書に記載された検体と乙が受領した検体が異なると乙が判断した場合、甲に連絡し、甲乙協議の上対応を書面にて定める。

4 甲は、個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き匿名化したうえで、乙に対して、検体を送付し、かつ、当該検体が本件業務に利用することができることを保証する。

5 乙が検体を受領後、甲に返却する場合の費用は、甲が負担する。

(報告及び管理責任者)

第7条 乙は、見積書に記載された予定納期までに本件業務内容を遂行することができないおそれがあるとき、その他本件業務を遂行する上で問題が生じた場合は、甲に対して書面にて通知を行い、甲乙協議の上対応を書面にて定める。

2 甲及び乙は、本件業務を円滑に遂行する為、甲乙間の連絡及び調整をおこなう管理責任者を設置し、書面により相手方に通知する。本件業務遂行に関する相手方との連絡等は、管理責任者を通じて行う。

3 甲及び乙は、管理責任者を変更する場合、相手方に書面により遅滞なく連絡を行う。(知的財産権の取扱い)

第8条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下、「本件発明等」という)は、乙に帰属する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、試験報告書に記載された本件発明等を実施することができる。

(著作権の取扱い)

第9条 試験報告書及び乙が本件業務遂行過程で新たに作成した著作物に係る著作権は、乙に留保される。但し、甲は、乙から納品された試験報告書の全体又は一部を改変(記載の一部利用を含む)しないことを条件に利用することができる。

(免責事項)

第10条 乙は、次の各号の場合には本件業務の全部又は一部を中止することができ、これに対し何らの責任を負わない。

- ① 天災、戦争、暴動、テロ、感染症の流行その他当事者の責に起因せず合理的な制御が及ばない事由により本件業務の遂行が不能となったとき
- ② 本件業務の用に供する建物又は設備の保守、工事その他やむを得ない事由があるとき
- ③ 甲及び乙が別途書面に合意した事由に基づくとき

(結果)

第11条 乙は、乙が試験報告書に指定した条件又は方法においてのみ、試験報告書に指定された結果について保証する。

2 乙が前項の保証に反したことによって甲において発生した損害につき、乙が甲に対して支払う保証の額は、本件業務の委託費用の額を上限とする。

3 甲が、試験報告書に指定された条件を用いることにより損害を被った場合であっても、乙は一切の責任を負わない。

(秘密の保持)

第12条 「秘密情報」とは、本件目的のために甲又は乙が相手方に開示又は提供する業務上又は技術上の情報(本契約の締結及びその内容を含む)であって、次の各号のいずれかに該当する情報及び検体等のサンプルをいう。以下、秘密情報を「開示又は提供する当事者」「開示者」、秘密情報の開示又は提供を受ける当事者を「被開示者」という。

- ① 書面その他有体物により開示する場合、開示者が当該書面その他有体物に秘密である旨の表示をした情報
- ② 口頭その他有体物以外の方法により開示する場合開示時に秘密であることを明示し、開示後30日以内に当該情報を書面に取纏めて秘密である旨明示し、被開示者に通知した情報

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報について、適用しない。

- ① 開示時点において既に公知であった情報
- ② 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- ③ 開示される以前から被開示者が適法に保有していた情報
- ④ 被開示者が正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
- ⑤ 被開示者が、開示者と無関係に独自に開発した情報
- ⑥ 開示者が書面により秘密保持義務を課さない旨明示した情報

3 甲及び乙は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理し書面による開示者の事前の同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

4 甲及び乙は、前項にかかわらず、下記各号に該当する者に対して、秘密情報を開示

することができる。ただし、秘密情報を開示した当事者は、当該開示を受けた者に対して、本契約と同等の秘密保持義務を負わせ、当該義務の履行につき責任を負う。

- ① 甲及び乙の役員又は本件業務に関与する従業員若しくは職員
- ② 弁護士、弁理士、公認会計士等の法律上秘密保持義務を負う専門家(但し、甲又は乙の業務上の必要性がある場合に限る)
- ③ 乙の親会社である株式会社島津製作所(京都市中京区西ノ京桑原町1番地)

5 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。但し、開示者の事前の書面による承諾のある場合を除く。

6 甲及び乙は、法令に基づき行政官庁、裁判所、その他の監督官庁等から秘密情報の開示を求められた場合、前五項の規定にかかわらず、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示することができる。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当し、相手方に対して催告後30日以内には是正するように催告し、是正されない場合、本契約を直ちに解除することができる。

- ① 本契約の履行に際して、法令に違反し、相手方の信用を毀損し、又は社会的に非難される行為をしたとき
 - ② 本契約の条項の一に違反したとき
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方に対し、何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
- ① 差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - ② 手形又は小切手の不渡処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始等の申し立てがあったとき
- 3 前二項による解除は、解除者が消滅事由を生じせしめた相手方に対し、自己に生じた損害の賠償を請求することを妨げるものではない。

(反社会的勢力の排除)

第14条 甲及び乙は、相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)でないこと、並びに、その役員、重要な使用人及びその他の従業員(以下「役員等」という)が反社会的勢力の構成員、準構成員又は構成員でなくなった日から5年を経過しない者でないことを、表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方が前項に違反していることが判明した場合、及び、相手方が反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが合理的な事由により判明した場合、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が相手方の経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ② 自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は相手方若しくは第三者に損害を与える目的で、反社会的勢力を利用したと認められる場合
 - ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与するなどの関与があること認められる場合
 - ④ その他反社会的勢力と密接な関係を有している場合
- 3 甲及び乙は、相手方とその役員等が自ら又は第三者を利用して、以下の各号の一に該当する行為に及んだ場合、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- ① 暴力的な要求をし、又は、法的な責任を超えた不当な要求をした場合
 - ② 取引に関して脅迫的な言動をし、又は、暴力を用いた場合
 - ③ 虚説を流布し、又は、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は、相手方の業務を妨害した場合
 - ④ その他、前各号に準ずる行為に及んだ場合

4 甲及び乙は、本契約にかかる業務に関し、反社会的勢力又は反社会的勢力の構成員、準構成員又は構成員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等である団体(以下「反社会的勢力関連団体」という)との間で請負契約を締結し、又は、委託契約を締結してはならない。また、契約締結後に当該契約の相手方が反社会的勢力又は反社会的勢力関連団体に該当すると判明した場合、直ちに、当該契約を解除しなければならない。

5 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合、なんら催告を要せず本契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、第2項、第3項及び第5項の規定により本契約を解除した場合、解除事由を生じしめた当事者に対し、自らの被った損害の賠償を請求できる。

7 甲及び乙は、第2項、第3項及び第5項の規定により本契約を解除した場合、解除事由を生じしめた当事者に生じた損害の賠償その他一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙による本契約の違反により損害を被った場合、乙に対し当該損害を請求することができる。

2 甲による損害賠償の額は、本件業務の委託費用の額を上限とする。

3 乙は、甲による本契約の違反又は本件依頼書の虚偽の記載により損害を被った場合、甲に対し当該損害の賠償を請求することができる。

4 前三項の規定は、本契約に別段の定めがある場合、適用しない。

(協議事項)

第16条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、円満に解決する。

(準拠法)

第17条 本契約は日本国法に準拠し、同法によって解釈される。

(裁判管轄)

第18条 本契約に関する訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上